

令和 7 年度 佐倉市戸建賃貸住宅家賃補助事業

若者世帯の定住化人口の維持増加の促進並びに健全なコミュニティの維持及び発展と空き家の抑制及び中古住宅の利用促進を図るため、戸建ての住宅を新たに賃貸契約した若者世帯・子育て世帯の家賃について補助します。

補 助 対 象 者	(1) <u>新たに戸建て住宅を賃貸契約した方</u> ※契約更新は対象外です (申請時において契約から1年以内) (2) 2007年(平成19年)4月2日以降に生まれた子どもを育てている世帯、または令和7年4月1日時点において夫婦どちらかが40歳未満の世帯 (3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されていること。 (4) 市内の戸建民間賃貸住宅に居住し、家賃を滞納していないこと。 (5) 独立して日常生活を営むことができること。 (6) 生活保護その他の戸建民間賃貸住宅への入居に係る公的な給付を受けていないこと。 (7) 当該補助金の交付を過去に受けた者が世帯員にいないこと。 (8) 佐倉市税を滞納している者が世帯員にいないこと。
補 助 対 象 住 宅	(1) 戸建ての民間賃貸住宅であること ※世帯主又は同居の世帯員が建物賃貸借契約を行うもので、申請を行う日前1年以内に建物賃貸借契約が行われたもの (2) 契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅でないこと (3) 親族(申請する方の3親等内の血族及び姻族並びに配偶者)の所有する住宅ではないこと
補 助 対 象 経 費	・ 令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間に支払った月額家賃 ※ 共益費、管理費、駐車場使用料等は対象外 ※ 契約上、家賃が免除されている期間がある場合、免除期間も補助対象期間にカウントします。
申 請 に 必 要 な も の	(1) 補助金交付申請書 (2) 建物の賃貸借契約書の写し (3) 世帯全員の住民票原本(続柄記載) ※取得後3か月以内のもの
補 助 金 額	毎月の家賃の3分の1以内(上限額 2万円)×24か月(最長) ※ 毎年度補助申請が必要となります。 ※ 補助金は、実績報告書の提出後に、対象年度分支払います。
募 集 件 数	募集件数50件(1,200万円) ※ 予定
募 集 期 間	令和7年4月22日 ～令和8年2月27日 ※ 先着順に受付を行い、募集件数・予算額に達した場合、受付終了となります。

お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168(直通)